



Gym-A.T

Gym-A.T 施設利用規約

「Gym-A.T」(以下、本ジムと称します)施設利用に関しまして、皆様が快適にご利用いただくために下記事項を厳守されますようお願い申し上げます。

厳守いただけない場合は、本ジムを運営する 株式会社 Fair Sports Morioka A.T 代表取締役 高橋晃 (以下、CEO と称します) ならびに CEO が任命する者の権限により、直ちに本ジムへの出入りを禁止いたします。

本ジムが重視している譲り合いの精神の下、健康づくりと憩いのスペースとして、清潔でリラックスできる環境を継続できますよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

第1条 (名称)

- ・本施設は、「Gym-A.T」(以下、本ジム)と称します(屋内・屋外)。

第2条 (運営主体)

- ・本ジムは、「株式会社 Fair Sports Morioka A.T」(岩手県盛岡市南仙北二丁目 22 番 15 号)が管理運営の主体(者)となります。

第3条 (目的)

- ・本ジムは、利用者の基礎体力の向上、健康維持・増進、健全な精神の醸成を図ることを目的とします。

第4条 (利用資格者等)

- ・管理運営主体 株式会社 Fair Sports Morioka A.T が運営する「Fan Club-A.T」へ入会していること(いわゆるビジター利用不可)。
- ・医師から運動を禁じられていない本ジムの目的に賛同し本規約を承諾した方といたします。なお、未成年の方は親権者の同意も必要とします(本規約の受領当日含め3営業日以内に特段の申し出がない場合は承諾および親権者の同意を得たものとみなします)。但し、次に該当する場合は利用を固く禁止いたします。
 - ・違法行為者
 - ・暴力団構成員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者
 - ・暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民社会の秩序や安全を脅かす者、またはこれらの団体と密接な関係にある者
 - ・刺青、タトゥー等を入れている者
 - ・反社会勢力と推察される者
 - ・社会通念上、行動、言動、外見・身なりに不快感を覚える者
 - ・トイレルーム(使用後自己清掃含む)、シャワールーム、更衣室、トレーニングスペース等を清潔に使用しない者(利用者自身の汗・髪の毛、トイレ・シャワー使用時水漏れ等は備付のガムテープまたは持参タオル等で必ず拭き取る事)

- ・ジム設備、トレーニング器具等を大切に扱わない（整理整頓含）者
- ・禁止しているベンチラック等トレーニング機器を移動した者
- ・その他、管理運営主体者が指定した者

第5条（利用形態）

- ・セルフサービスとなります。なお、専門トレーナー等によるパーソナル指導は行っておりませんのでご留意願います（器具の取り扱いには十分お気をつけください）
- ・施錠、エアコン、電灯等は利用者の責任をもって、ご対応願います。

第6条（個人利用料金：お一人様/消費税込）

① Fan Club-A.T Member 800円（1回）または4,400円（月額）

- ・ご利用には「Fan Club-A.T」への登録が必要になります（必須：年協賛・事務手数料1口5,500円～）
- ・現金、Pay Pay 等にてお支払い願います。

第7条（パーソナルトレーナー（以下PT）による利用）

- ・スポーツトレーニング等の使途であること。利用者の代表者等が施錠および火気等一切の安全管理義務を負い、かつ、管理運営主体者の事前許可が必要となります（日時については10日前迄に相談要）
- ・対象者は当ジムが認定したPTとし「有料企画」に限定します
- ・利用可能時間帯は原則8時～24時となります（但し水曜日は8時～17時）
- ・本条に該当する場合のみ Fan Club-A.T Member 以外の者（以下、参加者）の利用を許可します。
- ・PTは場所使用料として Fan Club-A.T Member 800円（Fan Club-A.T Member 以外2,200円）を負担することとします（最長2時間迄 / 定員PT含め3人迄 / 貸切不可）
- ・PTは当ジムの利用規約を参加者に説明し遵守させ、月毎利用者名簿の提出を義務とします（様式任意）
- ・その他詳細は別途協議・決定することとします

第8条（無料使用対象者/Fan Club-A.T Special Member

- ・管理運営主体者が許可した者とし使用可能時間、料金は運用にて別に定めます。

第9条（休館日）

下記を原則とします。なお、管理運営主体者の都合等により予告なく変更する場合があります。

- ・施設、器具等整備・メンテナンス日
- ・年末年始、イベント、セミナー等運営主体者が定める日
- ・天災地変等やむを得ない事由により営業不能となった場合

第10条（利用時間・滞在時間）

- ・ Fan Club-A.T Member のみ利用可能とし、通常営業と称します。なお、管理運営主体者の都合等により予告なく変更する場合があります。

<利用時間>

日・月・木・金・土曜日：8時～21時

火・水曜日：8時～17時

※上記以外は当ジムが許可した認定アスリート および関係者のみ利用を許可します

<滞在時間>

1日150分を上限とします（重要）なお、マシン・器具は長時間お一人で独占することなく、譲り合ってください。

第11条（損害賠償）

- ・本ジムは、本ジムの施設利用に際して利用者または第三者に生じた人的・物的事故について一切の責任を負いません（器具等使用による負傷等含む）。
- ・利用者が、本ジムの施設利用に際して本ジムまたは他の利用者および第三者に損害を与えた場合、当該利用者は速やかにその賠償の責に応じることとします。

第12条（紛失・持参物等）

- ・現金、貴重品類はお預かりいたしません。利用者ご自身が責任をもって保管してください。万一、盗難・紛失・傷害・その他の事故が発生した場合、本ジムでは一切の責任を負いません。
- ・忘れ物については、一定期間（14日間）保管後、処分させていただきます。
- ・内履き、汗拭き（取り）タオル、（必要により）トレーニング用グローブを持参してください。

第13条（禁止事項）

本ジムでは、下記の事項を固く禁止します。状況如何により管轄警察署および消防署等に通報いたします。

- ・喫煙および酒気を帯びてのトレーニング
- ・外傷、皮膚疾患、感染症を有する方の施設利用
- ・危険物、火気、ペットの持ち込み
- ・賭博行為、セールス行為、および他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- ・無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
- ・無許可のアンケート協力等の依頼行為
- ・他の利用者を誹謗、中傷する行為
- ・暴力、威嚇、窃盗行為
- ・痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為
- ・器具を床に落下させる等、故意に音・振動を生み出す行為
- ・営業妨害とみなされる行為
- ・本ジムが許可していない物販・サービス・商業行為、印刷物等の配布行為

- ・特定の宗教、政治的宣伝行為

第14条（トレーニング機器・備品）

- ・各利用者間において「譲り合いの精神」の下、安全に使用してください。
- ・負傷、ケガには十分に注意してください。
- ・シャフト&バーベル使用時は、必ずストッパーを使用してください。
- ・ケトルベル使用時は、必ずトレーニング用グローブを着用してください。
- ・ベンチプレス台等を使用する場合は持参タオルを敷いて使用してください。
- ・ベンチプレスラックの移動は固く禁止します。

第15条（フリースペース）

- ・読書、PC作業等可（1日最長2時間程度を目安として下さい）
- ・サーバー水は自由にお飲みいただいて構いません（無料）。

第16条（更衣室）

- ・他の利用者のご迷惑にならないようにご利用願います。
- ・清潔に使用してください（落下髪の毛等は備付ガムテープ等で拭き取る事）。
- ・着替え後は、ドア（カーテン）を解放してください。
- ・お忘れ物にご注意ください。

第17条（シャワールーム）

- ・女性専用、女男共用各一ルーム用意しております。
- ・他の利用者のご迷惑にならないようにご利用願います。
- ・清潔に使用してください（落下髪の毛等は備付ガムテープ等で拭き取る事）。
- ・使用後は、ドアを解放してください
- ・使用後は蛇口をノーマルの状態にしてください。
- ・感染症防止のためバスマットは置いておりません。床の水滴等は備付ペーパー、持参タオルにてお拭きくださいますようご協力願います。

第18条（トイレルーム）

- ・女男共有となります。
- ・特にも、清潔に使用してください。
- ・他の利用者のご迷惑にならないようにご利用願います。

第19条（駐車場）

- ・ビッグハウス川久保店様駐車場をご利用いただけます（無料）。
- ・利用者の駐車場内の事故、トラブル等に本ジムは一切の責任を負いません。

第20条（合意管轄）

- ・本規約に関する一切の訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（規約の発効）

- 本規約は 2026 年3 月1 日から発効します。
- 本規約は、随時必要に応じて改訂されることがあります。この場合、原則として本ジム内の掲示、管理運営主体者ホームページ等によりお知らせします。その効力はすべての利用者に及ぶものとし、異議なく改訂後の規約を遵守されるものいたします。

以上